

新型コロナウイルスワクチン接種に関する
緊急要請

令和3年2月5日
中核市市長会

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種については、改正予防接種法に基づき、全国民を対象に順次実施することとされている。ワクチンの接種は新型コロナウイルス感染症の収束に向け大きな意味を持つものであり、その迅速かつ確実な遂行に対し、保健所機能を有する中核市が果たす役割・責任は非常に大きいものと考えている。

一方、全国60市で2, 233万人の住民を抱える中核市においてワクチンの接種体制を確立するに当たっては、ワクチン接種に関する具体的な情報と、多様な地域特性を踏まえた接種スキームを構築するための十分な支援が必要である。

これまで各都道府県と綿密な連携を図りながら万全に実施してきた新型コロナウイルス感染症対策と同様に、国民へのワクチン接種についても安全かつ円滑に実施できるように、下記に掲げる事項に対し、国の手厚い支援を要請する。

記

1 ワクチン接種に要する経費等に対する財政措置の拡充について

- (1) ワクチン接種に必要となる費用について、とりわけ人口規模が大きく広域な中核市においては膨大な事務作業及び多様な経費が必要となり、実際の費用との大きな乖離が想定されることから、全国一律で負担金単価を引き上げること。
- (2) 負担金を超える部分に対する補助金について、広範な市域と多くの人口を有する中核市における必要経費は、国が示す上限額を大きく上回ることが想定される。今般、国における第三次補正予算の成立に伴い、補助金の上限額が一定拡大されたところであるが、各自治体が早期に接種体制の構築を行う中で負担の生じることがないように、引き続き全額国費による財政措置を講ずること。

2 ワクチンの接種体制の確保について

(1) 各自治体において円滑にワクチンの接種体制を構築するため、ワクチンの供給量や供給時期、モデルスケジュール、必要な様式等について、迅速かつ詳細に自治体へ情報提供すること。特に、ワクチンの供給量や供給時期等に変更があった場合は、速やかに自治体へ情報提供すること。

ワクチン接種の有効性、安全性、アナフィラキシーショック発生時の対応方法等、ワクチン接種に関する具体的事項についても、自治体が関係機関等と情報共有することが出来るようなガイドライン等を示すこと。

(2) ワクチン接種の実施に当たり、市町村・医療機関の過重な負担とならないよう配慮するとともに、必要な備品（ファイザー製ワクチンの希釈用シリンジや針等）は国が調達し配送すること。

(3) 自治体がワクチンの接種体制を確立するためには、医療機関等との連携が不可欠であることから、通常診療に影響が出ないように、衛生用品の安定供給や新たに発生する経費の負担等、医療機関等に対し最大限の支援を行うこと。また、医療機関が集団接種に医師、看護師を派遣した際に、派遣元医療機関の通常診療に影響が出ることから、協力金等による財政支援を講ずること。

(4) ワクチンの接種体制構築について、これまで各自治体が医師会等と構築してきた体制を活用するため、現在示されている体制を基本としつつも、自治体の実情等にあった柔軟な体制を認めること。また、接種の方法についても、地域の実情等に合わせて接種順位を決められるようにする等、弾力的な運用を認めること。

(5) 現在、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」により看護師の医療機関への派遣は禁止されている。各自治体が自ら設ける会場で集団接種方式によるワクチン接種事業を実施する場合、当該会場については診療所開設の届出を行うため、必要な看護師を確保するためには、派遣によらず自治体が直接雇用する必要がある。雇用形態が限定されることにより自治体における接種体制の確立に支障が出ていることから、医師の下で従事する場合等、特定の条件の下において、派遣

による看護師でも医療行為が行えるよう、特別な措置を行うこと。

また、医療人材の確保に当たり、非常勤の看護師等の勤務時間が増え、所得税法上の扶養控除を受けられなくなることが一つの障壁になっている。ワクチン接種に従事する者に対する租税特別措置法を至急整備する等により、医療従事者の経済的不利益が生じないように配慮すること。

- (6) 中核市における保健所は保健所機能と本庁機能を兼ね備えており、ワクチンの接種体制構築や各種感染症の拡大防止に加え、行政サービスの提供も実施している。未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれず、対策の長期化が懸念される中、改めて保健所の体制・機能強化を図るよう、国において人材育成、体制整備の考え方や財政支援など更なる支援を行うこと。

3 ワクチン接種の推進に向けた環境整備について

- (1) ワクチン接種を推進するに当たり、一人一人が個人の責任で接種の判断ができるよう、国民に対しワクチンの有効性及び安全性、副反応のリスクなど、接種に関する十分な情報の提供や、ワクチン接種にかかる制度の啓発に取り組むこと。

一方、接種率の公表は各自治体が自主的に判断して行うものであり、国として公表する場合は、自治体間の競争を誘発し、風評被害や住民に対する偏見を助長することがないように、国全体や都道府県単位での公表とするなど、十分配慮すること。

また、接種は本人の健康状態など様々な事情を勘案し、個人で判断されるものであることから、接種を受けないことで日常生活において不利益を被らないよう、広報・周知を行うこと。

- (2) 多忙な職種においても確実にワクチン接種を受けられるよう、国として「新型コロナワクチン接種休暇」のような特別休暇の付与を産業界へ要請する等の環境整備を進めること。

4 ワクチン接種に係るシステムの運用について

ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）やマイナンバー連携による個人の接種記録管理システムに関して、更に詳細な情報提供を行うと共に、各自治体が構築を進めている予約受付システムとの連携をとれる仕様とする等、運用において自治体の新たな負担が生じないように配慮すること。また、システムの運用や入力業務などの事務的な業務については、医師会の事務局等が一元的に実施することを可能とする等、医療機関等の負担軽減を図ること。

令和3年2月5日

中核市市長会